

# 株主各位

大阪市西区新町一丁目34番15号

## トラスコ中山株式会社

代表取締役社長 中山 哲也

### 第45期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申しあげます。

さて、当社第45期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りたくご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスし、インターネット等によりご行使いただくか、いずれかの方法により行使期限までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成20年6月13日（金曜日）午前10時
2. 場 所 ①大阪会場（本会場）  
大阪市中央区難波五丁目1番60号  
スイスホテル南海大阪 8階「浪華の間」  
②東京会場（中継会場）  
東京都港区芝浦三丁目十六番十八号  
ホテルJALシティ田町東京 B1階「鸞鳳」  
※東京会場につきましては、昨年とは会場が異なりますので末尾の「株主総会会場ご案内図（東京会場）」をご参照のうえ、お間違いのないようご来場ください。

当社は、より多くの株主の皆様にご出席いただけますよう、上記の大阪と東京の2会場にて開催することとしております。大阪会場は本会場となり、東京会場ではデジタル通信回線を利用して大阪会場（本会場）の様様をスクリーンを通してご覧いただけます。いずれの会場にもご出席いただけますので、ご都合の良い会場にお越しくください。なお、東京会場は中継会場となっておりますが、ご質問並びに賛否等株主権のご行使は可能となっております。

### 3. 目的事項

◎報告事項 第45期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

#### ◎決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役5名選任の件

### 4. 議決権の行使についてのご案内

①書面により議決権をご行使される場合には、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年6月12日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

②インターネットにより議決権をご行使される場合には、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」（33頁から34頁）をご高覧のうえ、平成20年6月12日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使ください。

### 5. 株主様へのお知らせ方法

株主総会参考書類・事業報告及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、当社ホームページ（<http://www.trusco.co.jp/>）において、掲載することによりお知らせいたします。

以 上

~~~~~  
◎開場時刻は、いずれの会場も午前9時とさせていただきます。

◎いずれの会場にご出席いただく場合にも、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(第45期定時株主総会 添付書類)

## 事業報告

第45期 (平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで)

### I 会社の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過及びその成果

|       | 第45期 (平成20年3月期) | 対前事業年度増加率 |
|-------|-----------------|-----------|
| 売上高   | 134,430百万円      | 0.3%      |
| 営業利益  | 9,120百万円        | 6.3%      |
| 経常利益  | 9,334百万円        | 3.9%      |
| 当期純利益 | 5,263百万円        | 14.0%     |

当事業年度における国内経済は、企業収益の改善を背景とした設備投資の増加や雇用情勢の改善が見られました。一方、原油をはじめとした原材料価格の高騰や米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融環境の悪化等による不安が徐々に広がる状況で推移しました。

国内製造業を中心としたモノづくり現場においては、下期にやや減速感が見られたものの、引き続き堅調な国内市場に支えられ、緩やかな回復基調で推移しました。

このような環境下で当社は、モノづくり現場における効率性重視の多様化するニーズ「必要な時に、必要なモノを、必要なだけ」にお応えするため、次の経営施策を実践しました。

#### 【中長期的な会社の経営施策】

##### (1) モノづくり現場の利便性向上策

- ① 仕入先様の開拓により取扱商品アイテムを拡充し、当社総合カタログ「オレンジブック」掲載商品の充実による販売店様の商品選択肢の拡大を図りました。
- ② 「オレンジブック」掲載商品の在庫アイテムを増強し、在庫出荷率を高めることにより即納性の向上に努めました。
- ③ プライベートブランド商品の機能性と品質の向上を図りました。

- ④ インターネット受注システム『ウェブトラスコ』やFAX自動受注システム『ドットクル』の浸透活動に注力し、受注効率及び業務効率の向上を図りました。
- ⑤ 販売店様向けにユーザー受注代行システム『MR.Orange』（ミスター・オレンジ）を提供し、事務作業の能率向上の提案を行い顧客サービス向上に努めました。
- ⑥ プロツール総合サイト『オレンジブック.Com』の活用による商品情報検索サービスの機能強化を図りました。

## (2) 営業拠点の強化

既存の営業エリアを分割することによる営業拠点の拡充と在庫機能を持った事業所展開を進め、販売店様への情報提供力の強化と即納性の向上による物流サービスの強化に努めました。また、既存営業拠点の見直しも行い、統合による営業支援体制の効率化も図りました。

当事業年度末現在の拠点数は97ヶ所で、その内、在庫機能を持った拠点数は45ヶ所となり、今後も顧客に密着した営業拠点の拡充を図ります。

## (3) 物流拠点の増強

物流センターによる直接配送エリアの拡大と市場特性にあわせた在庫アイテムの増強で即納性の向上を図りました。

当事業年度末現在における物流拠点数は、ファクトリールート及びワーカーズルート向け11ヶ所並びにHCルート向け3ヶ所の計14拠点となりました。

以上のような施策の結果、当事業年度の全体の売上高は1,344億30百万円（前事業年度比0.3%増）となり、過去最高を更新しました。

利益面につきましては、ナショナルブランド商品の売上総利益率改善と、プライベートブランド商品の売上高伸長及びHCルートの取引関係の見直しに伴い、売上総利益率が20.4%と前事業年度に比べ0.6%改善し、売上総利益は9億3百万円増の274億51百万円（前事業年度比3.4%増）となりました。

販売費及び一般管理費は、平成18年11月に導入した基幹システムの稼働や拠点拡充による減価償却

費の負担に伴い、前事業年度に比べ2.0%増加しました。その結果、営業利益91億20百万円（前事業年度比6.3%増）、経常利益93億34百万円（前事業年度比3.9%増）となりました。

当期純利益は、前事業年度に発生した固定資産除却損の影響が当事業年度は減少したことにより、6億45百万円増の52億63百万円（前事業年度比14.0%増）と過去最高となりました。

#### 【販売経路別売上高の状況】

次に販売経路別売上高の概要をご報告申し上げます。

| ルート<br>(販売経路) | 期別<br>区分 | 第 44 期<br>(平成18年4月1日から<br>平成19年3月31日まで) |       | 第 45 期<br>(平成19年4月1日から<br>平成20年3月31日まで) |       | 増減率   |
|---------------|----------|-----------------------------------------|-------|-----------------------------------------|-------|-------|
|               |          | 金額                                      | 構成比   | 金額                                      | 構成比   |       |
|               |          | 百万円                                     | %     | 百万円                                     | %     | %     |
| ファクトリールート     |          | 98,560                                  | 73.5  | 101,982                                 | 75.9  | 3.5   |
| ワーカーズルート      |          | 16,324                                  | 12.2  | 16,696                                  | 12.4  | 2.3   |
| H C ルート       |          | 19,171                                  | 14.3  | 15,750                                  | 11.7  | △17.8 |
| 合 計           |          | 134,056                                 | 100.0 | 134,430                                 | 100.0 | 0.3   |

#### (1) ファクトリールート

国内製造業における堅調な市場環境を背景に、少量多品種・多頻度の商品ニーズに確実にお応えするための施策を実践し、当社がターゲットとする小口需要の増加に対し、在庫アイテムの拡充や自動受注システムによる効率的な受注活動を展開した結果、売上高は前事業年度に比べ3.5%の増収となりました。

#### (2) ワーカーズルート

建設・建築等の工事・作業現場をユーザーとするワーカーズルートは、改正建築基準法施行の影響により、工具、作業用品等の需要が低迷するなか、“PRO TOOL”商品の取扱拡充による豊富な品揃えや物流体制の強化及び地域密着型の営業展開を実施した結果、売上高は前事業年度と比べ2.3%の増収となりました。

#### (3) HCルート

ホームセンター様各社と取引関係の見直しを行うなか、当社が得意とするプロ向けに特化した売場づくりを提案する営業活動に徹しましたが、園芸・工

クステリア商品からの撤退や条件不一致による一部のホームセンター様との取引縮小等の影響により、売上高は前事業年度と比べ17.8%の減収となりました。

## 2. 設備投資の状況

当事業年度の設備投資総額は、77億77百万円であります。

そのうち主なものは、

### (1) 当事業年度中に完成した主要設備

プラネット北関東 建築工事 14億80百万円

### (2) 当事業年度において継続中の主要設備の新設

プラネット東海 建築工事 19億85百万円

プラネット滋賀 建築工事 12億70百万円

プラネット東北 土地購入 12億69百万円

で、物流機能の充実のための投資を実施しました。

なお、当事業年度の設備投資に要した資金は、自己資金を充当しました。

## 3. 直前3事業年度の財産及び損益の状況の推移

| 期別<br>区分       | 第 42 期<br>(平成17年3月期) | 第 43 期<br>(平成18年3月期) | 第 44 期<br>(平成19年3月期) | 第45期(当事業年度)<br>(平成20年3月期) |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------|
| 売上高<br>(百万円)   | 117,731              | 129,176              | 134,056              | 134,430                   |
| 経常利益<br>(百万円)  | 7,350                | 8,682                | 8,982                | 9,334                     |
| 当期純利益<br>(百万円) | 4,226                | 5,044                | 4,618                | 5,263                     |
| 1株当たり<br>当期純利益 | 126円77銭              | 151円56銭              | 140円01銭              | 159円59銭                   |
| 総資産<br>(百万円)   | 76,758               | 82,435               | 85,229               | 87,968                    |
| 純資産<br>(百万円)   | 59,798               | 63,649               | 66,917               | 70,321                    |
| 1株当たり<br>純資産額  | 1,811円16銭            | 1,928円20銭            | 2,028円71銭            | 2,132円03銭                 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
3. 第44期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

#### 4. 対処すべき課題

次事業年度における当社の事業環境は、原油や原材料等の価格の高止まりや米国経済の減速による影響はあるものの、国内製造業の底堅い基調は継続し、堅調な設備投資に支えられた生産活動の増加傾向が継続すると予想されます。

このような環境において、当社はモノづくり現場におけるユーザーニーズに的確にお応えできる経営戦略を確実に実行することで売上高確保及び利益率の向上を目指してまいります。

##### (1) 事業ルート（販売経路）毎の売上総利益率改善

当社の事業ルートは、各々の販売チャネルの事業特性により異なる収益性を有しております。それぞれユーザー層の持つ特性を踏まえ、販売店様とともに存在価値の高い事業モデルの強化を進め、更なる売上総利益率の改善を目指します。

##### (2) 物流システムの高度化

過剰在庫の抑制と欠品の防止を目的に、在庫管理システムを導入します。このシステムにより在庫の適正化と機会損失の防止を図り、更なる物流機能の強化を目指します。

##### (3) 情報システムの高度化

平成18年11月の基幹システム稼働により、業務の標準化及びE D I（電子データ交換システム）取引の拡充を図るための基盤を強化しました。今後は、販売店様との連携強化を図り、双方の業務の効率化を目指すためにE D I取引の拡充を行ってまいります。

##### (4) 内部統制システムの整備

会社法、金融商品取引法の施行に伴い、業務プロセスの見直しと標準化を進め、信頼性、効率性、公正性の高い内部統制システムを整備する必要があります。

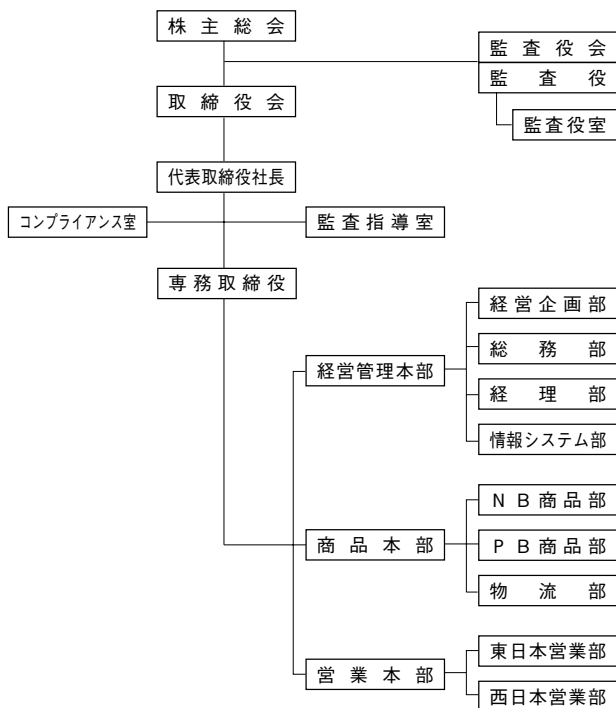
金融商品取引法における内部統制報告制度に対応するため、専門部署として内部統制課を設置し、財務報告に係る内部統制の信頼性確保を図っております。

以上の課題への対処を踏まえ、平成20年4月1日付で組織変更を行いました。直面する経営環境の変化に柔軟に対応し、持続的成長を可能とする組織への基盤強化を図ってまいりたいと存じます。

株主の皆様におかれましては、何卒ご高承のうえ、倍旧のお引き立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

【参考】

組織図（平成20年4月1日付）



※営業本部の管理単位を8ブロックから2営業部（東日本・西日本）に移行し、権限委譲による意思決定の迅速化を図ります。

## 5. 主要な事業内容（平成20年3月31日現在）

当社は、機械工具・器具及び関連商品等の販売を  
主な事業としており、主要な取扱商品は、次のとおり  
であります。

| 商品分類別    | 主要取扱商品                                               |
|----------|------------------------------------------------------|
| 切削工具     | 切削工具、穴あけ・ネジきり工具                                      |
| 生産加工用品   | 測定計測、メカトロニクス、工作機工具、電動機械                              |
| 工事用品     | 油圧工具、ポンプ、溶接用品、塗装・内装用品、土木建築、はしご・脚立、配管・電設資材、部品・金物・建築資材 |
| 作業用品     | 切断用品、研削・研磨用品、化学製品、工場雑貨、梱包結束用品、キャスト                   |
| ハンドツール   | 電動工具・用品、空圧工具用品、手作業工具、工具箱                             |
| 環境安全用品   | 保護具、安全用品、環境改善用品、冷暖房用品、防災・防犯用品、物置・エクステリア用品            |
| 物流保管用品   | 荷役用品、コンベヤ、運搬用品、コンテナ・容器、スチール棚                         |
| 研究管理用品   | ツールワゴン、保管・管理用品、作業台、ステンレス用品、研究開発関連用品                  |
| オフィス住設用品 | 清掃用品、文具用品、オフィス雑貨、電化製品、OA事務用機器、事務用家具、インテリア用品          |

## 6. 主要な事業所（平成20年3月31日現在）

- (1)本店(大阪本社) 大阪府大阪市西区新町一丁目34番15号  
 東京本社 東京都港区芝大門一丁目1番8号  
 トラスコハーバービルディング
- (2)支店及び営業所等 全国90事業所 7オフィス 14物流センター

| 【事業所】90事業所・7オフィス                                                                                                                  |                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 北海道・東北ブロック 8事業所・3オフィス                                                                                                             | 中部ブロック 15事業所                                                                                                                                |
| 仙台支店 仙台市若林区<br>ほか7事業所、3オフィス                                                                                                       | 名古屋支店 名古屋市瑞穂区<br>ほか14事業所                                                                                                                    |
| 北関東ブロック 11事業所                                                                                                                     | 関西ブロック 17事業所                                                                                                                                |
| 大宮支店 さいたま市西区<br>ほか10事業所                                                                                                           | 大阪支店 大阪市西区<br>ほか16事業所                                                                                                                       |
| 首都圏ブロック 13事業所・1オフィス                                                                                                               | 中・四国ブロック 8事業所・2オフィス                                                                                                                         |
| 東京支店 東京都港区<br>ほか12事業所、1オフィス                                                                                                       | 広島支店 広島市西区<br>ほか7事業所、2オフィス                                                                                                                  |
| 南関東ブロック 8事業所                                                                                                                      | 九州ブロック 10事業所・1オフィス                                                                                                                          |
| 厚木支店 神奈川県伊勢原市<br>ほか7事業所                                                                                                           | 福岡支店 福岡市博多区<br>ほか9事業所、1オフィス                                                                                                                 |
| 【物流センター】14物流センター                                                                                                                  | ※従来は、物流拠点数に含めておりましたプラネットサ<br>プライセンター（東京、大阪）、HCサポートセンター<br>（HC東日本、HC西日本、HC九州）及びカットデポ中<br>部につきましては、他の物流センターと同居のため当<br>事業年度より拠点数から除いて表示しております。 |
| プラネット北海道 札幌市東区<br>プラネット東北 仙台市若林区<br>プラネット北関東 群馬県伊勢崎市<br>プラネット東関東 千葉県松戸市<br>プラネット東京 川崎市川崎区<br>プラネット南関東 神奈川県伊勢原市<br>プラネット名古屋 愛知県江南市 | プラネット大阪 大阪府東大阪市<br>プラネット神戸 神戸市中央区<br>プラネット山陽 岡山県岡山市<br>プラネット九州 福岡市博多区<br>HC東日本物流センター 新潟県三条市<br>HC西日本物流センター 奈良県奈良市<br>HC九州物流センター 福岡県久留米市     |

(注) 1. 当事業年度中における開設及び移転は以下のとおりであります。

- 【開設】 プラネット北関東  
伊勢崎営業所・苫小牧営業所
- 【移転】 川崎支店（神奈川支店を名称変更）  
ほか7事業所・弘前オフィス（青森オフィスを名称変更）
- 【閉鎖】 HC 関東物流センター  
（HC 関東サポートセンター含む）
2. 平成19年4月に組織変更を行い、事業部制を廃止しました。これに伴い、HC事業部の事業所・オフィスを統合しました。  
 仙台支店（HC仙台営業所を統合）ほか6事業所・4オフィス
3. 決算期後の変更は以下のとおりであります。
- ①平成20年4月に組織変更を行い、営業本部において8ブロックから2営業部（東日本・西日本）に移行しました。
- ②事業所の開設、移転及び統合は以下のとおりであります。
- 【開設】 プラネット東海  
名城営業所・知多営業所
- 【移転】 岡崎支店 ほか2オフィス
- 【統合】 大阪支店（HC大阪支店を統合）  
ほか3事業所・3オフィス
- 【閉鎖】 プラネット山陽  
東名古屋支店

## 7. 使用人の状況（平成20年3月31日現在）

| 区 分    | 使用人数  | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|-------|-----------|-------|--------|
| 男 性    | 917人  | 8人増       | 40.3才 | 13.1年  |
| 女 性    | 251   | 53人増      | 27.8  | 4.9    |
| 合計及び平均 | 1,168 | 61人増      | 37.6  | 11.4   |

- (注) 1. 上記使用人数には、パートタイマー412人（月間所定労働時間を基準に算出）は含まれておりません。
2. 従来は使用人数に新卒採用人員を含めて開示しておりましたが、当事業年度より新卒採用人員を含めない人数で表示しております。前事業年度の新卒採用人員を含めない使用人数は、男性909人、女性198人で合計1,107人となります。

## II 会社の株式に関する事項

### 株式の状況（平成20年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 57,190,000株
- (2) 発行済株式の総数 33,004,372株
- (3) 1単元の株式数 100株
- (4) 株 主 数 13,705名（前事業年度末比1,174名増加）
- (5) 発行済株式（自己株式を除く）の総数の10分の1以上の株式数を有する株主

該当はありませんが、大株主上位10名を記載しております。

| 株 主 名                     | 持 株 数               | 出資比率   |
|---------------------------|---------------------|--------|
| 有 限 会 社 中 山 興 産           | 2,901 <sup>千株</sup> | 8.79 % |
| 大 同 商 事 株 式 会 社           | 2,725               | 8.26   |
| 財団法人 中山視覚障害者福祉財団          | 2,000               | 6.06   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)   | 1,636               | 4.96   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 1,483               | 4.49   |
| 小 津 浩 之                   | 1,212               | 3.67   |
| 小 津 勉                     | 1,180               | 3.58   |
| 関 西 商 事 株 式 会 社           | 1,179               | 3.57   |
| 中 山 哲 也                   | 934                 | 2.83   |
| 中 山 泰 三                   | 767                 | 2.33   |

## III 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### IV 会社役員に関する事項

##### 1. 取締役及び監査役の状況（平成20年3月31日現在）

| 地 位     | 氏 名    | 担当及び他の法人等の代表状況等                                 |
|---------|--------|-------------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 中山 哲 也 | 財団法人中山視覚障害者福祉財団 理事長                             |
| 専務取締役   | 小津 浩 之 |                                                 |
| 常務取締役   | 中井 孝   | 商品本部長                                           |
| 取 締 役   | 藪野 忠 久 | 経営管理本部長                                         |
| 取 締 役   | 今川 裕 章 | 営業本部長                                           |
| 常勤監査役   | 小松 均   |                                                 |
| 常勤監査役   | 松田 昌 樹 |                                                 |
| 監 査 役   | 松浦 恭 也 | 株式会社グロービス<br>オーガニゼーション・ラーニング<br>ディレクター 大阪オフィス代表 |

- (注) 1. 平成19年6月15日開催の第44期定時株主総会で新たに、藪野忠久及び今川裕章の両氏は取締役に選任され、また、松田昌樹氏は監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
2. 平成19年6月15日開催の第44期定時株主総会終結の時をもって、専務取締役 堂守 薫、専務取締役 岸本敬一及び専務取締役 北村嘉弘の3氏は退任し、また、常勤監査役 足立一巳及び常勤監査役 上野山博雄の両氏は辞任いたしました。
3. 平成19年6月15日付をもって以下2氏の地位の変更が行われ、それぞれ就任いたしました。  
専務取締役 小津 浩 之 (前 常務取締役)  
常務取締役 中井 孝 (前 取 締 役)
4. 常勤監査役 小松 均、常勤監査役 松田昌樹及び監査役 松浦恭也の3氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。
5. 常勤監査役 小松 均氏は、金融機関における長年の経験と、社会保険労務士・行政書士・CIA（公認内部監査人）などの保有資格に関連して、法令・財務・監査等に関する専門的な知見を有しております。
6. 常勤監査役 松田昌樹氏は、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しております。
7. 監査役 松浦恭也氏は、MBA（経営学修士）の資格を有し、企業経営の統治に関する十分な見識と人材育成に関わる経験やノウハウを有しております。

##### 2. 取締役及び監査役の報酬等の総額

|     |    |        |
|-----|----|--------|
| 取締役 | 5名 | 188百万円 |
| 監査役 | 3名 | 37百万円  |

- (注) 1. 取締役及び監査役の報酬限度額は、取締役については平成7年12月20日開催の第32期定時株主総会において年額320百万円以内と、また、監査役については平成17年6月17日開催の第42期定時株主総会において年額65百万円以内と決議しております。
2. 上記のほか、平成16年6月18日開催の第41期定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給を決議しており、本決議に基づき役員退職慰労金を退任取締役3名及び退任監査役1名に対し136百万円支給しております。

### 3. 社外役員に関する事項

当事業年度における社外監査役の主な活動状況は、以下のとおりであります。

| 氏名              | 出席の状況                                        | 活動状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小松 均<br>(社外監査役) | 取締役会 100%<br>(8回中8回)<br>監査役会 100%<br>(9回中9回) | 当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、経営方針等全般に関し主に法令や定款の遵守に係る見地から意見を述べ、金融機関における長年の経験及び保有資格に関して有する知見等から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。その他の活動については、事業所往査(26ヶ所)、棚卸立会い(2ヶ所)、会計監査人の実地調査立会い(5ヶ所)を実施しました。会計監査人との連携については、従来、年4回の定例会議を年8回に増やし、その他の臨時会議も併せて連携強化に努めました。また、財務報告に係る内部統制については、監査役スタッフを初期の段階から関与させ、監査役としても適切な助言を行っております。 |
| 松田昌樹<br>(社外監査役) | 取締役会 100%<br>(6回中6回)<br>監査役会 100%<br>(5回中5回) | 監査役就任以降に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、監査役の枠にとらわれず経営方針等全般に関し、金融機関における長年の経験等から有する知見等に基づいた発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。その他の活動については、平成19年6月15日に監査役就任以降、事業所往査(11ヶ所)、棚卸立会い(1ヶ所)、会計監査人の実地調査立会い(3ヶ所)を実施しました。また、会計監査人、内部監査部門との定例会議等に出席して意見交換を行い、それぞれ連携強化に努めました。                                                        |
| 松浦恭也<br>(社外監査役) | 取締役会 75%<br>(8回中6回)<br>監査役会 100%<br>(9回中9回)  | 当事業年度に開催された主要な取締役会及び監査役会の全てに出席し、監査役の枠にとらわれず経営方針全般に関し、積極的な発言をしております。特に経営コンサルタントとしての経験及び保有資格に関して有する専門的知見等から、取締役会における議論内容及び経営意思決定の妥当性に関し発言を行っております。                                                                                                                                                                          |

## V 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

監査法人トーマツ

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

28百万円

### 3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である財務報告に係る内部統制のアドバイザリー契約についての対価を支払っております。

### 4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、当社の会計監査人である監査法人が、当社の監査を担当する指定社員の行為により、会社法・公認会計士法の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、その事実に基づき当社取締役会は、監査役会の同意を得て、株主総会に会計監査人の解任又は不再任の議案を上程いたします。

## VI 会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

### 【基本方針】

当社の社名トラスコ中山株式会社及びコーポレート・ロゴ **TRUSCO**®は、全てのステークホルダーの皆様から信頼される企業“trust company”をダイレクトに表現したものである。まさに、当社は **TRUSCO**®そのものの実践を、日々の企業活動の原点とし、これを具現化することで社会的使命を果たしていくものとする。

また、当社は以下の企業理念を掲げ、この理念の下、「会社の業務の適正を確保する体制」を構築することを基本方針とする。

- (存在理念) 我々は企業活動を通じて  
社会に貢献することを使命とし  
縁ある人々の幸福を実現する
- (経営理念) 果敢に、そして堅実に歩み続ける経営  
人を尊重する経営  
企業家精神を育む経営  
信頼でマーケットにこたえる経営
- (行動理念) 誠意と礼節を重んじる  
独創的な発想と緻密な計画  
信念をもってダイナミックな行動  
笑顔で築く信頼のコミュニケーション

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等社内規程に従い経営に関する重要事項を決定するとともに、内部統制の基本方針を策定し、取締役の業務執行を監督する。
  - (2) 代表取締役社長は、取締役会が決定した内部統制の基本方針に基づく内部統制の整備及び運営に責任を負うとともに、全役員及び使用人に周知徹底を図るため、内部統制に係る情報の伝達が正確かつ迅速に行われるよう環境の整備に努める。
  - (3) 取締役は、法令、定款、取締役会決議及び業務分掌規程その他の社内規程に従い、職務執行の規定の範囲内で業務を遂行する。
  - (4) 取締役は、経営の日常的活動状況について、監査基準及び監査計画に基づき、監査役の監査を受ける。
  - (5) 取締役は、会計基準その他関連する法令を遵守し社内規程の整備を行い、業績及び財務状況の報告の適正性、信頼性を確保するための社内体制を構築するとともに、その整備・運用状況を定期的に評価及び改善する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 取締役は、職務の執行に係る重要な情報及び文書の取扱いについて、文書管理規程等社内規程に従い、適切に保存及び管理し、必要に応じて運用状況の検証、見直しを行う。
  - (2) 取締役の職務執行の情報について、IT技術を活用し、当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索可能とする体制を整備する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) コンプライアンス、環境、災害、品質等において将来予測されるリスク及び潜在的リスクを総合的に管理して行くため所管部署を定め、リスクマネジメント体制の整備を行う。
  - (2) リスク管理を円滑にするために、リスク管理規程等社内規程を整備し、全使用人に周知徹底するとともに、損失の危険を発見した場合は、直ちに所管部署に報告する運用体制を整える。
  - (3) 現実に生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる担当取締役を定め、損失の危険に迅速に対応する体制を整備する。
  - (4) 内部監査部門は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、必要があれば監査方法の見直しを行う。
  - (5) 法令及び定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について、直ちに社長、取締役会、監査役及びコンプライアンス室に通報される体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役会は、年度計画及び中期経営計画に基づき、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか取締役による業績報告を通じ定期的に検証を行う。
  - (2) 取締役は、業務執行において、取締役会規程により定められている事項及びその付議事項についてすべて取締役会に付議することを遵守し、十分な資料を配布する。
  - (3) 日常の職務遂行において、職務権限規程、業務分掌規程等社内規程に基づき、権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することができる体制の整備を行う。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 社長直轄のコンプライアンス室は、全取締役及び使用人がコンプライアンスを実践するための手引書「トラスコ善択ブック」を配布し、基本方針及び行動規範を徹底するとともに、コンプライアンス規程及びコンプライアンス委員会規程を制定し、法令遵守を維持する体制を整える。
  - (2) コンプライアンス室は、全使用人が法令及び定款等に違反する行為を発見した場合の内部通報窓口「善択ホットライン」を設置し、使用人に対して適切な研修体制を通じて、周知徹底を図り、企業の社会的責任を遂行するため、公正で活力ある組織の構築に努める。
  - (3) 当社は、コンプライアンス体制の明確化と一層の強化推進を図るため、各部署にコンプライアンス・オフィサーを選任し、十分な情報収集と実効性を高め、かつコンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理及び監視する。
  - (4) 万一、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス委員会を通じ、社長、取締役会、監査役に報告される体制を構築する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
  - (1) 監査役を補助すべき使用人として、監査役室を設置し専属の使用人を配置する。
  - (2) 前項の具体的な内容については、取締役会が監査役と協議のうえ、決定する。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - (1) 監査役を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
  - (2) 監査役を補助すべき使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行する。また、その評価については監査役会の意見を尊重するものとする。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - (1) 取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報の提供を行うものとする。
  - (2) 前項の報告及び情報提供としての主なものは、次のとおりとする。
    - ①内部統制システム構築に関わる部署の活動状況
    - ②重要な会計方針、会計基準及びその変更
    - ③業績及び業績見込み等重要な開示書類の内容
    - ④内部通報制度の運用及び通報の内容
    - ⑤稟議書、監査役から要求された議事録等
    - ⑥品質の欠陥に関する事項
    - ⑦反社会的勢力による不当要求に関する内容及び対策
    - ⑧その他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき

## 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会による各業務担当取締役及び重要な使用人からの個別ヒヤリングの機会を設けるとともに、社長、会計監査人それぞれとの間で適宜意見交換を行う。
- (2) 内部監査部門は、期中取引を含む日常業務全般について監査役とも連携して、定期的に事業所往査を行い、会計及び業務執行において監視機能の強化を図るものとする。また、IT活用により異常取引を早期に発見し、正常取引への移行を指導のうえ、監査結果については、原則月1回の定例監査報告会にて監査役に報告するものとする。
- (3) 会計監査人は、監査役と連携し、半期に1回決算直前の事業所往査を計画し、その結果について、監査報告会にて取締役及び監査役に対し報告し、会計の適正性を確保するものとする。

## VII 会社の支配に関する基本方針

### 1. 基本方針の内容

当社は、「がんばれ!! 日本のモノづくり」を企業メッセージに掲げ、日本の製造業を応援するインフラ企業として機械工具業界のリーディングカンパニーを目指しております。

ドライバー1本からでも配送を可能とする物流システムにより少量多品種・多頻度発注等のユーザーニーズに的確にお応えできる仕組みづくりを通して、事業基盤を確立するとともに、社会的使命を果たして行くことが、当社の存在価値であり、これを一層高めて行くことが、当社の企業価値の向上に繋がるものと考えております。

ご支援いただく縁あるステークホルダーの皆様から当社への期待等を判断して、当社にとって、「支配する者」は、以下の方針を実践し、取り組む者であると考えます。

- (1) 当社の社会的使命を認識し、社会から必要とされる事業の継続と新たな社会的価値の創造に努め、企業価値向上に努める。
  - (2) 当社の経営資源を確保し、その有効活用により利益を創出し、全てのステークホルダーに安定的に還元を行う。
2. 基本方針に照らして不適切な者によって財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、経営の基本方針に照らして不適切な者が大量に株式の取得を行う行為に対して、これを防止するための具体的な取組みを定めておりません。市場から適正な評価をいただくことが最良の買収防衛策と考えますが、このような大量取得者に対しては、以下のような対応を行います。

- (1) 当該取得者の提案内容を確認し、社外の専門家に意見を求める等、当該取得者の提案内容を当社の基本方針や株主共同の利益に照らして、慎重に判断します。
- (2) 不適切な者による大量の株式取得と判断される場合は、次の要件の充足を前提として、具体的な対抗措置の実施を検討いたします。
  - ①基本方針に添うものであること。
  - ②株主の共同利益を損なうものでないこと。
  - ③役員地位の維持を目的とするものでないこと。
- (3) 当社には、経営方針に理解を示し、安定的な株式の保有を前提とする緊密な関係を有する株主が存在しておりますが、これらの株主とも協議し、最終的には、株主総会において株主の皆様のご判断を仰ぐことといたします。

## VIII 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

### 1. 基本方針の内容

当社は、株主利益の最大化を重要な政策と位置づけ、将来の事業計画、業績及び財務状況等総合的な判断により内部留保及び利益配分を決定しております。内部留保につきましては、顧客に密着した物流センター及び営業拠点の確立、情報システム投資等企業価値の最大化と将来の経営効率を高めるための事業基盤強化の原資に充当することを目的としております。利益配分につきましては、株主様に対する利益還元の充実と剰余金処分に公明性を持たせるため、安定配当としての下限を設けたうえで、一定の基準を超えた利益が計上された場合、以下のとおり業績に連動した配当を行うこととしております。

なお、剰余金の配当の決定に関しましては迅速な配当金のお支払いを目的に取締役会決議で行うことを定款第38条に定めております。

#### 【配当金計算基準】

| 1株当たり当期（中間）純利益 | 年間（中間）配当金          |
|----------------|--------------------|
| 80（40）円を上回る場合  | 1株当たり当期（中間）純利益×25% |
| 80（40）円を下回る場合  | 20（10）円            |

（注）1.（ ）内は中間期の計算基準

2. 計算上の銭単位端数については、50銭刻みで繰上げる。

1～49銭→50銭、51銭～99銭→1円

### 2. 当事業年度の内容

当事業年度の配当金につきましては、1株当たり当期純利益が159円59銭となったため、年間配当金を40円とし、中間配当金19円50銭を既に実施しておりますので、期末配当金は20円50銭とさせていただき、支払開始日を5月26日といたしました。今後とも株主の皆様のご期待にそうよう株主還元を努めてまいります。

（注）本事業報告における金額、数値及び株式数は、表示単位未満を切捨て、比率その他については、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

# 計 算 書 類

## 貸 借 対 照 表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目            | 金 額      | 科 目          | 金 額       |
|----------------|----------|--------------|-----------|
| (資産の部)         |          | (負債の部)       |           |
| 流動資産           | [49,186] | 流動負債         | [16,342]  |
| 現金及び預金         | 13,044   | 買掛金          | 11,062    |
| 売掛金            | 18,320   | 未払金          | 1,813     |
| 商品             | 16,778   | 未払費用         | 128       |
| 前払費用           | 171      | 未払法人税等       | 2,227     |
| 繰延税金資産         | 781      | 未払消費税等       | 314       |
| 短期貸付金          | 6        | 預り金          | 26        |
| その他            | 84       | 賞与引当金        | 757       |
| 貸倒引当金          | △ 1      | その他          | 10        |
| 固定資産           | [38,782] | 固定負債         | [1,304]   |
| 有形固定資産         | 32,858   | 役員退職引当金      | 166       |
| 建築物            | 11,521   | 預り保証金        | 1,138     |
| 構築物            | 467      |              |           |
| 機械及び装置         | 56       |              |           |
| 車両及び運搬具        | 193      |              |           |
| 工具器具及び備品       | 1,102    |              |           |
| 土地             | 15,438   |              |           |
| 建設仮勘定          | 4,079    |              |           |
| 無形固定資産         | 3,497    |              |           |
| 商標権            | 1        |              |           |
| ソフトウェア         | 3,414    |              |           |
| ソフトウェア仮勘定      | 71       |              |           |
| 施設利用権          | 9        |              |           |
| 投資その他の資産       | 2,426    |              |           |
| 投資有価証券         | 1,108    |              |           |
| 関係会社株式         | 98       |              |           |
| 出資金            | 33       |              |           |
| 長期貸付金          | 4        |              |           |
| 更生債権等          | 2        |              |           |
| 長期前払費用         | 32       |              |           |
| 繰延税金資産         | 53       |              |           |
| 土地再評価に係る繰延税金資産 | 250      |              |           |
| 差入保証金          | 301      |              |           |
| その他            | 569      |              |           |
| 貸倒引当金          | △ 30     |              |           |
| 資産合計           | 87,968   | 負債合計         | 17,646    |
|                |          | (純資産の部)      |           |
|                |          | 株主資本         | [71,633]  |
|                |          | 資本金          | 5,022     |
|                |          | 資本剰余金        | 4,712     |
|                |          | 資本準備金        | 4,709     |
|                |          | その他資本剰余金     | 2         |
|                |          | 利益剰余金        | 61,942    |
|                |          | 利益準備金        | 1,255     |
|                |          | その他利益剰余金     | 60,686    |
|                |          | 配当平均積立金      | 4,210     |
|                |          | 買換資産圧縮積立金    | 36        |
|                |          | 別途積立金        | 49,010    |
|                |          | 繰越利益剰余金      | 7,430     |
|                |          | 自己株式         | △ 43      |
|                |          | 評価・換算差額等     | [△ 1,312] |
|                |          | その他有価証券評価差額金 | 118       |
|                |          | 土地再評価差額金     | △ 1,431   |
|                |          | 純資産合計        | 70,321    |
|                |          | 負債・純資産合計     | 87,968    |

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金     | 額       |
|-----------------------|-------|---------|
| 売 上 高                 |       | 134,430 |
| 売 上 原 価               |       | 106,978 |
| 売 上 総 利 益             |       | 27,451  |
| 販売費及び一般管理費            |       | 18,331  |
| 営 業 利 益               |       | 9,120   |
| 営 業 外 収 益             |       |         |
| 受 取 利 息               | 32    |         |
| 受 取 配 当 金             | 15    |         |
| 仕 入 割 引               | 1,475 |         |
| そ の 他                 | 161   | 1,684   |
| 営 業 外 費 用             |       |         |
| 売 上 割 引               | 1,409 |         |
| そ の 他                 | 61    | 1,471   |
| 経 常 利 益               |       | 9,334   |
| 特 別 利 益               |       |         |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 3     |         |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 6     | 9       |
| 特 別 損 失               |       |         |
| 固 定 資 産 除 ・ 売 却 損     | 110   | 110     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |       | 9,233   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 3,957 |         |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 11    | 3,969   |
| 当 期 純 利 益             |       | 5,263   |

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで)

|                         | 株主資本  |       |          |       |                     |
|-------------------------|-------|-------|----------|-------|---------------------|
|                         | 資本金   | 資本剰余金 |          | 利益剰余金 |                     |
|                         |       | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 利益準備金 | その他利益剰余金<br>配当平均積立金 |
| 平成19年3月31日残高            | 5,022 | 4,709 | 2        | 1,255 | 3,800               |
| 事業年度中の変動額               |       |       |          |       |                     |
| 剰余金の配当                  |       |       |          |       |                     |
| 配当平均積立金の積立              |       |       |          |       | 409                 |
| 買換資産圧縮積立金の取崩            |       |       |          |       |                     |
| 別途積立金の積立                |       |       |          |       |                     |
| 当期純利益                   |       |       |          |       |                     |
| 自己株式の取得                 |       |       |          |       |                     |
| 自己株式の処分                 |       |       | △ 0      |       |                     |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |       |       |          |       |                     |
| 事業年度中の変動額合計             | -     | -     | △ 0      | -     | 409                 |
| 平成20年3月31日残高            | 5,022 | 4,709 | 2        | 1,255 | 4,210               |

(単位：百万円)

| 株主資本                                      |                       |                                 | 自<br>株<br>己<br>式 | 株<br>資<br>合<br>本<br>計 | 評価・換算差額等                                                 |                                      | 純資産<br>合<br>計 |
|-------------------------------------------|-----------------------|---------------------------------|------------------|-----------------------|----------------------------------------------------------|--------------------------------------|---------------|
| 利益剰余金                                     |                       |                                 |                  |                       | そ<br>の<br>他<br>有<br>価<br>証<br>券<br>評<br>価<br>差<br>額<br>金 | 土<br>地<br>再<br>評<br>価<br>差<br>額<br>金 |               |
| その他利益剰余金                                  |                       |                                 |                  |                       |                                                          |                                      |               |
| 買<br>換<br>資<br>産<br>圧<br>縮<br>積<br>立<br>金 | 別<br>途<br>積<br>立<br>金 | 繰<br>越<br>利<br>益<br>剰<br>余<br>金 |                  |                       |                                                          |                                      |               |
| 36                                        | 46,260                | 6,546                           | △ 38             | 67,595                | 324                                                      | △1,002                               | 66,917        |
|                                           |                       |                                 |                  |                       |                                                          |                                      |               |
|                                           |                       | △1,220                          |                  | △1,220                |                                                          |                                      | △1,220        |
|                                           |                       | △ 409                           |                  | —                     |                                                          |                                      | —             |
| △ 0                                       |                       | 0                               |                  | —                     |                                                          |                                      | —             |
|                                           | 2,750                 | △2,750                          |                  | —                     |                                                          |                                      | —             |
|                                           |                       | 5,263                           |                  | 5,263                 |                                                          |                                      | 5,263         |
|                                           |                       |                                 | △ 9              | △ 9                   |                                                          |                                      | △ 9           |
|                                           |                       |                                 | 4                | 4                     |                                                          |                                      | 4             |
|                                           |                       |                                 |                  |                       | △ 205                                                    | △ 428                                | △ 634         |
| △ 0                                       | 2,750                 | 884                             | △ 4              | 4,037                 | △ 205                                                    | △ 428                                | 3,403         |
| 36                                        | 49,010                | 7,430                           | △ 43             | 71,633                | 118                                                      | △1,431                               | 70,321        |

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1)有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

#### (2)たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……………総平均法による原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1)有形固定資産……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|          |        |
|----------|--------|
| 建物       | 15～50年 |
| 構築物      | 10～20年 |
| 機械及び装置   | 9～12年  |
| 車両及び運搬具  | 4～6年   |
| 工具器具及び備品 | 3～6年   |

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

#### (2)無形固定資産……………定額法

ただし、自社使用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

#### (3)長期前払費用……………定額法

### 3. 重要な引当金の計上基準

(1)貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計

- (3)役員退職引当金……………役員の上してあります。  
 役員の退職金の支給にあてるため、役員退職慰労金の旧内規に基づく平成16年3月31日現在要支給額を計上しております。  
 なお、平成16年3月31日をもって以後の役員退職慰労金制度を廃止しております。

4. 消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

5. 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

**【貸借対照表に関する注記】**

1. 有形固定資産の減価償却累計額 11,279百万円

2. 事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布 法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布 法律第19号)に基づき事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を、「土地再評価に係る繰延税金資産」として資産の部に計上し、当該繰延税金資産を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

なお、当該事業用用地の平成20年3月31日における時価の合計額は、再評価後の帳簿価額の合計額を2,148百万円下回っております。

3. 関係会社に対する金銭債権債務

買掛金 154百万円

**【損益計算書に関する注記】**

関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕入高 1,368百万円

営業取引以外の取引による取引高 1百万円

**【株主資本等変動計算書に関する注記】**

1. 当該事業年度の末日における発行済株式の数  
 普通株式 33,004,372株

2. 当該事業年度の末日における自己株式の数  
 普通株式 21,149株

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

| 決議                     | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日            | 効力発生日           |
|------------------------|-------|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|
| 平成19年<br>5月8日<br>取締役会  | 普通株式  | 577             | 17.5            | 平成19年<br>3月31日 | 平成19年<br>5月28日  |
| 平成19年<br>11月1日<br>取締役会 | 普通株式  | 643             | 19.5            | 平成19年<br>9月30日 | 平成19年<br>11月22日 |

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議                    | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日            | 効力発生日          |
|-----------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 平成20年<br>5月8日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 676             | 20.5            | 平成20年<br>3月31日 | 平成20年<br>5月26日 |

(注) 定款第38条の定めによる取締役会決議に基づく配当であります。

## 【税効果に関する注記】

(1)繰延税金資産・繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)

### ①流動の部

|           |            |
|-----------|------------|
| 繰延税金資産    |            |
| 未払事業税     | 172        |
| 賞与引当金     | 305        |
| 未払金       | 188        |
| その他       | 114        |
| 繰延税金資産計   | <u>781</u> |
| 繰延税金資産の純額 | <u>781</u> |

### ②固定の部

|              |              |
|--------------|--------------|
| 繰延税金資産       |              |
| 役員退職引当金      | 67           |
| その他          | 91           |
| 繰延税金資産計      | <u>159</u>   |
| 繰延税金負債       |              |
| 買換資産圧縮積立金    | △ 25         |
| その他有価証券評価差額金 | △ 80         |
| 繰延税金負債計      | <u>△ 105</u> |
| 繰延税金負債の純額    | <u>53</u>    |

(2)法定実効税率と税効果会計の適用後の法人税等の負担率の差異の内訳

|                    |              |
|--------------------|--------------|
| 法定実効税率             | 40.4%        |
| (調整)               |              |
| 住民税均等割額            | 1.1%         |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 1.5%         |
| その他                | △ 0.0%       |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率  | <u>43.0%</u> |

## 【1株当たり情報に関する注記】

|            |           |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額  | 2,132円03銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 159円59銭   |

独立監査人の監査報告書

平成20年 5月 2日

トラスコ中山株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 丹治茂雄 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中山 聡 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トラスコ中山株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。特に、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、詳細に調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月7日

トラスコ中山株式会社 監査役会

常勤監査役 小松 均<sup>㊟</sup>

常勤監査役 松田 昌樹<sup>㊟</sup>

監査役 松浦 恭也<sup>㊟</sup>

(注) 常勤監査役小松均、常勤監査役松田昌樹及び監査役松浦恭也は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

株主総会の招集の請求、株主提案権の行使など株主の皆様の権利行使に関する手続を株式取扱規則で定められるよう現行定款第11条において所要の変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり、改めるものであります。

(下線は変更箇所を示します)

| 現 行 定 款                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第2章 株 式<br><br>(株式取扱規則)<br>第11条 当会社の株券の種類、株主の氏名等株主名簿の記載事項の変更、单元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する <u>請求の手続及び手数料</u> は、取締役会の定める株式取扱規則による。 | 第2章 株 式<br><br>(株式取扱規則)<br>第11条 当会社の株券の種類、株主の氏名等株主名簿の記載事項の変更、单元未満株式の買取り及び買増し、その他株式 <u>又は株主の権利行使に際しての手続及び手数料は、法令又は定款に定めるほか、</u> 取締役会の定める株式取扱規則による。 |

## 第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役中山哲也、小津浩之、中井 孝、藪野忠久、今川裕章の5氏全員は任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                  | 略歴、地位、担当及び<br>他の法人等の代表状況                                                                                    | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ①     | 中山 哲也<br>(昭和33年)<br>(12月24日生) | 昭和56年3月 当社入社<br>昭和59年10月 当社取締役<br>昭和62年12月 当社常務取締役<br>平成3年12月 当社代表取締役<br>専務取締役<br>平成6年12月 当社代表取締役社長<br>(現任) | 934,435株       |
| ②     | 小津 浩之<br>(昭和37年)<br>(12月22日生) | 昭和63年4月 当社入社<br>平成8年12月 当社取締役<br>平成16年4月 当社常務取締役<br>平成19年6月 当社専務取締役<br>(現任)                                 | 1,212,117株     |
| ③     | 中井 孝<br>(昭和30年)<br>(1月16日生)   | 昭和53年3月 当社入社<br>平成11年5月 当社執行役員<br>平成16年6月 当社取締役<br>平成19年6月 当社常務取締役<br>(現任)<br>(担 当) 商品本部長                   | 5,871株         |
| ④     | 藪野 忠久<br>(昭和37年)<br>(3月13日生)  | 昭和59年3月 当社入社<br>平成15年10月 当社執行役員<br>平成19年6月 当社取締役<br>(現任)<br>(担 当) 経営管理本部長                                   | 4,360株         |
| ⑤     | 今川 裕章<br>(昭和38年)<br>(1月22日生)  | 昭和61年3月 当社入社<br>平成11年5月 当社執行役員<br>平成19年6月 当社取締役<br>(現任)<br>(担 当) 営業本部長                                      | 2,100株         |

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

## インターネットによる議決権行使のご案内

議決権をインターネットによりご行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、ご行使くださいますよう、お願い申し上げます。

### 記

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。  
【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>  
※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
2. インターネットにより議決権をご行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成20年6月12日（木曜日）午後5時30分まで可能です。
4. インターネットにより複数回数にわたり議決権をご行使された場合は、最後に変更されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
5. インターネットと議決権行使書の双方で議決権を重複してご行使された場合は、到着日時を問わずインターネットで議決権行使したものを有効とさせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。



## 【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

1. インターネットにアクセスできる状態であること。
2. パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.5 SP2以上またはNetscape 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
3. 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。  
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporation の米国及びその他の国における登録商標です。

Netscapeは、米国及びその他の諸国のNetscape Communications Corporation の登録商標です。）

## 【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますよう、お願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 ☎0120-186-417  
(24時間受付)

〈住所変更等用紙の請求〉 ☎0120-175-417  
(24時間受付)

〈その他のご照会〉 ☎0120-176-417  
(平日午前9時～午後5時)

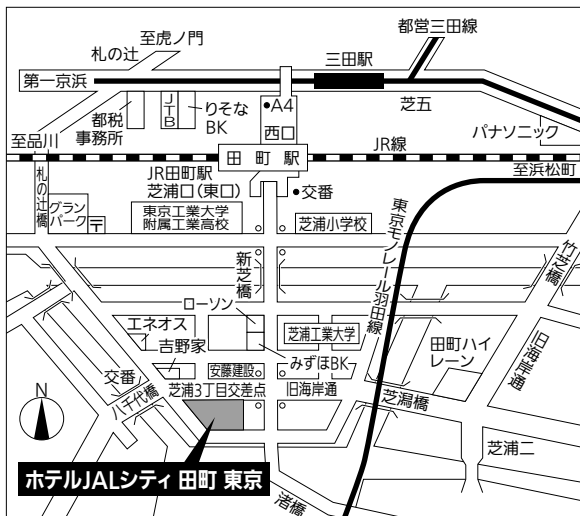


## ■株主総会会場ご案内図（東京会場）■

（開催場所が昨年と異なりますので、ご注意ください）

会 場：東京都港区芝浦三丁目十六番十八号  
ホテルJALシティ田町 東京 B1階 「鷺鳳」  
電話 03-5444-0202（代表）  
ホームページアドレス  
<http://www.tamachi.jalcity.co.jp/>

交 通：JR／田町駅東口から徒歩5分  
都営地下鉄三田線／三田駅A4出口から徒歩10分  
※会場駐車場は台数に限りがございますので、最寄りの交通機関をご利用のうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。



### ～ご注意～

東京会場につきましては「中継会場」となりますが、大阪会場と同様に議決権行使書用紙を受付にご提出ください。また、ご質問並びに賛否等株主権のご行使は可能となっております。

### ■ホームページのご案内■

当社は、インターネットのホームページにて、決算情報など最新のIR情報を提供しております。

ホームページアドレス <http://www.trusco.co.jp/>



この冊子はユニバーサルデザイン(UD)書体を使用し、弱視・老眼等視力の低下にお悩みの方にも見やすいよう配慮をしています。